

資料12 - 1 行政区別認定数

(平成31年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	585	245	205	28	107	東淀川	1,036	481	352	47	156
都島	819	333	316	30	140	東成	662	199	322	26	115
福島	890	283	468	19	120	生野	2,541	900	1,234	100	307
此花	3,304	1,616	1,271	56	361	旭	955	392	372	49	142
中央	436	142	195	17	82	城東	3,359	1,422	1,225	119	593
西	764	441	200	18	105	鶴見	1,241	494	410	55	282
港	1,847	858	723	31	235	阿倍野	622	207	286	29	100
大正	2,212	1,127	724	51	310	住之江	1,580	669	591	51	269
天王寺	358	159	127	18	54	住吉	1,189	490	489	46	164
浪速	833	299	414	30	90	東住吉	1,252	479	558	39	176
西淀川	7,037	3,502	2,709	140	686	平野	1,578	664	584	59	271
淀川	1,835	820	668	70	277	西成	2,935	824	1,678	70	363
						総計	39,870	17,046	16,121	1,198	5,505

資料12 - 2 認定疾病別内訳

(平成31年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	747	4,642	0	116	5,505

資料12 - 3 障害等級別内訳

(平成31年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	1	424	3,377	1,370	333	5,505

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料12 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,600円(通院日数4日以上14日以内)～37,000円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 222,500円 ～ 366,300円 女 子 180,000円 ～ 231,500円 障害等級 特 級 基礎月額 + 介護加算(46,100円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 194,700円 ～ 320,600円 女 子 157,500円 ～ 202,500円
遺 族 補 償 一 時 金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額 × 36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 672,000円(100%起因する場合)

(注) 表中の支給金額は、平成31年4月1日現在